

《令和7年度 発達支援相談事業方針》

1. 早期発見、早期フォロー支援体制の継続

発達上の課題や支援の必要性を見極め、早期に発達支援につなげられるよう専門相談事業を展開します。
個別状況に応じて、療育や医療へのつながりをスムーズに行います。
関係機関と連携して支援の充実を図ります。

- 頻度を詰めてのOT相談や園での発達相談等、状況に合わせた発達支援相談を行います
- 「遊びの教室」を通じて、具体的な親子遊びにより発達支援・育児支援を行います
- 母子保健との連携により、乳幼児健診や子育て相談からも早期発見・早期フォローを行います
- 小集団での「のびのび教室」（ペアレントトレーニング）を通じて、保護者の育児支援を行います

2. 児童発達支援事業の体制整備

関係機関との連携を密にしながら、児童発達支援事業対象児の把握に努め、受け入れ体制を整備していきます。

- つくし園職員と各相談事業などを通して連携を取りながら、クラス運営・対象児の評価・プログラム立案などの指導を行います
- 花ノ木個別療育支援事業の対象者とおひさま（花ノ木療育）との連携を行います

3. 保育所・幼稚園・こども園支援の継続

集団生活の中で児童の成長や保育職員のスキルアップが図れるような支援を行います。

- 保育所・幼稚園・こども園巡回事業で個別ケース支援を継続し、発達支援や保育の充実につなげます
- 経験年数が浅い保育士と加配保育士を対象に、知識・技術向上のための研修を行います
- 保育所・幼稚園・こども園からの依頼により、親子運動プログラム（参観）の立案と実践を通して、地域の幅広い子どもや保護者に向けた発達・育児に関する支援を行います

4. 就学後支援の継続

子育て発達支援センターの周知を行うとともに、学校訪問・放課後等デイサービス事業・放課後児童クラブ・医療機関・スクールカウンセラー・計画相談事業所等と、ケースを通じて連携・支援を行います。

- 個々のケースの必要性に応じて、就学後も引き続き発達支援相談を継続します
- 小・中学校、放課後児童クラブの訪問を行います
- 個別の保護者面談や電話相談を通じて、必要時学校訪問や関係機関との連携を行います

5. 移行期支援の継続

発達支援センターの事業を利用している児童について、入園・入学時に保育所・幼稚園・こども園・学校・放課後児童クラブ等と連携を行い、新しい環境へスムーズに移行できるように努めます。

- 年度の切り替わりに、対象児の新しい所属先へ連携を行います
- 学童期の連携、移行期に関わる会議、入学後の参観等で、学校や教育委員会と協働します